

～このページは平成30年度における情報です～

# 檜原村医師会

## 【お 知 ら せ】

### ●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成30年5月1日～平成31年3月29日
  
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
  - ・特定健康診査受診券
  
  - ・被保険者証
  
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 村民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
  
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
  
- ◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。